

米子市フレイル予防優待チケット事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の健康状態の維持に向けた意識の啓発及び行動の促進を図り、もって地域で生活する高齢者の健康寿命の延伸につなげることを目的として、高齢者のフレイル予防に取り組む機会を創出する事業を実施する者に対し、米子市フレイル予防優待チケット事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 市内に居住する65歳以上の者及び第8条に規定する補助事業を実施する年度において満65歳に達する者（いずれも介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者を除く。）であって、フレイル予防管理システムに登録された初回のフレイル度チェックの結果が健康の状態に該当した者をいう。
- (2) フレイル予防応援プログラム 講師又は指導者が対象者に対して実施するフレイルの予防に資する取組に関する計画であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - ア 運動機能、栄養状態、口くう機能、認知機能又は社会参加のいずれかの維持又は向上につながる内容であること。
 - イ フレイルの予防に係る自主的な実践につながる内容であること。
 - ウ 講義又は施術等のみを内容とするものでないこと。
 - エ 高齢者の心身機能を理解し、安全面に配慮した内容であること。
- (3) フレイル予防優待チケット 次号ウの規定によりフレイル予防応援事業所において同号ウに規定する特典の提供が行われる際に、当該特典の提供を受ける者が対象者であることを確認するために用いるものとして、市が、対象者に対して交付する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。同号ウにおいて同じ。）又は書面をいう。
- (4) フレイル予防応援事業所 次に掲げる要件の全てを満たす事業所であって、市長の登録を受けたものをいう。
 - ア 市の区域内に所在すること。
 - イ 当該事業所において、定期的に、フレイル予防応援プログラムが実施されている

こと。

ウ フレイル予防応援プログラムに参加する対象者であって、フレイル予防優待チケット（電磁的記録により交付されたものに限る。）に記録された事項が表示された移動端末設備の映像面を提示し、又はフレイル予防優待チケット（書面により交付されたものに限る。）を提出したものに対し、特典（フレイル予防応援プログラムに参加する動機付けにつながるサービス等をいう。以下同じ。）の提供を行うこと。

エ ウの規定による特典の提供に際し、フレイル予防応援事業所が実施する事業（フレイル予防応援プログラムを除く。）を利用すること、当該事業を利用するための会員の資格を取得することその他の条件を付さないこと。

（フレイル予防応援事業所の登録）

第3条 前条第4号の登録（以下「事業所登録」という。）を受けようとする者は、フレイル予防応援事業所登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、市税等（米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等をいう。次条第1項第2号において同じ。）の納付の確認に係る同意書を添付しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請（以下「登録申請」という。）があったときは、その内容を審査し、必要に応じ当該登録申請をした者に対して実地に調査等をした上で、次条第1項の規定により事業所登録をしないこととする場合を除き、事業所登録をするものとする。この場合において、市長は、第1条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 市長は、前項の規定により事業所登録をしたときは、登録申請をした者に対し、フレイル予防応援事業所登録通知書（別記様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

5 事業所登録を受けた者は、当該事業所登録に係る次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更の登録を受けなければならない。

(1) フレイル予防応援事業所の名称及び所在地

(2) フレイル予防応援プログラムの内容

(3) 第2条第4号ウの規定により提供される特典の内容

6 第1項、第3項及び第4項並びに次条の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、第1項中「前条第4号の登録（以下「事業所登録」とあるのは「第5項の登録（第6項を除き、以下「変更登録」と、「フレイル予防応援事業所登録申請書」とあるのは「フレイル予防応援事業所変更登録申請書」と、第3項中「前2項の規定による申請（以下「登録申請」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第1項の規定による申請（以下「変更登録申請」と、「当該登録申請」とあるのは「当該変更登

録申請」と、「次条第1項」とあるのは「第6項において読み替えて準用する次条第1項」と、「事業所登録」とあるのは「変更登録」と、第4項中「事業所登録を」とあるのは「変更登録を」と、「登録申請」とあるのは「変更登録申請」と、「フレイル予防応援事業所登録通知書」とあるのは「フレイル予防応援事業所変更登録通知書」と、次条第1項中「登録申請」とあるのは、「変更登録申請」と、「事業所登録」とあるのは「変更登録」と、同条第2項中「事業所登録を」とあるのは「変更登録を」と、「フレイル予防応援事業所登録申請却下通知書」とあるのは「フレイル予防応援事業所変更登録申請却下通知書」と、「登録申請を」とあるのは「変更登録申請を」と読み替えるものとする。

- 7 事業所登録を受けた者は、当該事業所登録に係る事項（第5項に掲げる事項を除く。）を変更し、又は第2条第4号ウの規定による特典の提供を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、フレイル予防応援事業所登録（変更・中止・廃止）届出書（別記様式第3号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

（登録の拒否）

第4条 市長は、登録申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業所登録をしないものとする。

- (1) 米子市補助金等交付規則第7条の2の規定に該当するとき。
- (2) 市税等を滞納しているとき。
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体であるとき。
- (4) 法令、条例（これに基づく規則を含む。）又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する事業を行っているとき。
- (5) 当該登録申請に係るフレイル予防応援プログラム又は特典の内容が、勧誘又は物品の販売を目的とするものであるとき。
- (6) 前号に掲げるもののほか、当該登録申請に係るフレイル予防応援プログラム又は特典の内容が、第1条に規定する目的に照らして適当でないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業所登録をすることが適当でないと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により事業所登録をしないこととしたときは、フレイル予防応援事業所登録申請却下通知書（別記様式第4号）により、その旨及びその理由を登録申請をした者に通知するものとする。

（指示）

第5条 市長は、事業所登録を受けた者が当該事業所登録の内容又は事業所登録に付した条件に従ってフレイル予防応援プログラムを実施し、又は特典を提供していないと認めるとき、その他第1条に規定する目的を達成し難いと認めるときは、当該事業所登録を

受けた者に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

(事業所登録の取消し)

第6条 市長は、事業所登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該事業所登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により事業所登録を受けたとき。
- (2) 第4条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、事業所登録の内容若しくは事業所登録に付した条件又は前条の規定による市長の指示に違反したとき。

(補助事業者)

第7条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、フレイル予防応援事業所を設置する者とする。

(補助事業)

第8条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象者に対して第2条第4号ウの規定により特典を提供する事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第9条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要した経費とする。

- 2 補助金の額は、500円に、第2条第4号ウの規定により特典を提供した回数に乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別表の左欄に掲げる補助事業を実施する期間の区分に応じ、同表の右欄に定める月の10日（3月においては、その月の末日）までに、米子市フレイル予防優待チケット事業補助金交付申請書（別記様式第5号）により市長に対して申請しなければならない。この場合において、当該申請に係る期間内においてフレイル予防優待チケット（書面により交付されたものに限る。以下この項において同じ。）の提出を受けたときは、当該提出を受けたフレイル予防優待チケットを添付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を審査の上、補助金を交付するか否かを決定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により補助金を交付することと決定したときは、第1項の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者に対し、米子市フレイル予防優待チケット事業補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により、その旨を通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第11条 前条第3項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の支払の請求をし

ようとするときは、米子市フレイル予防優待チケット事業補助金支払請求書（別記様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に、当該請求に係る額の補助金を支払うものとする。

（守秘義務）

第12条 補助事業者及び補助事業に従事する者（次項において「従事者」という。）は、補助事業の実施に当たり、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。次項において同じ。）の適正な取扱いに努めなければならない。

2 補助事業者及び従事者並びにこれらの者であった者は、補助事業の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。補助事業の実施を終了し、又はその職を退いた後も、同様とする。

（規定外事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

実施期間の区分	申請月
4月から6月まで	7月
7月から9月まで	10月
10月から12月まで	1月
1月から3月まで	3月